

鹿島ライオンズクラブ内規

鹿島ライオンズクラブはクラブ運営と事業を円滑にするため、ライオンズクラブ必携会則を遵守するとともに、内規を制定し、その助成策としてクラブの活性化を期するものとする。

第1条 会員

会員は、善良な徳性の持ち主で地域社会において声望のある成年で、会則第3条B項規定に従うものとする。

会員は正会員と名誉会員と優待会員とし、理事会にはかり例会の承認を得て決定される。

正会員は例会に出席する義務を要し、無断欠席連続4回以上してはならない。

第2条 入会

新会員予定者をスポンサーする場合は、事前にその入会予定者の人格、生活状態、会費納入能力、例会出席の可能性等を十分調査し、理事会にはかり、承認を得た上で推薦することとする。

第3条 入会金および会費

1項 会員は次に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2項 入会金 50,000円

会費 120,000円(1ヵ年間)

前期(7月から12月) 60,000円、後期(1月～6月) 60,000円

(内訳 運営費 70,000円、事業費 20,000円、食事費 30,000円)

3項 他クラブより転籍会員および会社金融機関・官公庁等の関係者は本クラブに入会しているものが転勤し、次に赴任したものが引き続き代表として入会する場合および1ヵ年以内の世襲会員は入会金を免除する。

4項 本クラブの会費納入期限は、前期は7月20日まで、後期は1月20日までとする。尚納付についてはクラブの指定金融機関への自動振替とする。

5項 新入会員は該当する期間の会費をつき割りに換算して全額入会と同時に納入しなければならない。

6項 名誉会員は年会費を免除とする。

7項 優待会員は年会費を30,000円とする。

第4条 退会

会員が退会する場合は、退会届を会長に提出し、理事会がそれを承認したときから発効する。

ただし、すべての未納金を支払うこと。

すでに納入した会費は返還しない。

その他、会員の資格喪失はライオンズクラブ会則によることとする。

第5条 役員構成と選出

1項 次期役員は原則として指名委員会において選出されるが、当クラブとしては第1副会長が会長となり、それぞれ累進し、2年理事は1年理事となることとし、2年理事は前年度の会長および幹事になることが望ましい。

2項 第3副会長および副幹事は、本人の内諾を得た上で充てることが望ましい。ただし役員を指名委員会に於いて指名された場合は、原則としてこれを拒否しないこととする。

3項 指名委員は7名程度とし、会長がこれを任命する。

4項 キャビネット役員の選出基準について

地区役員： 会長経験者より順に、ただし年齢を加味することが出来る。

Z C : 1案 地区役員経験者から選出

2案 1案の該当者がいない場合（辞退等）会長経験者より選出

R C : 1案 Z C経験者から選出

2案 1案の該当者がいない場合（辞退等）会長経験者より選出

第6条 理事会および委員会

1項 理事会の構成員は会則第8条に準ずるが、理事会の会合に出席した構成員の過半数による決議は理事会全体の決議とする。

2項 会議は毎月1回以上開催することとし、議事録は速やかに幹事に提出しなければならない。

3項 会議会合に要した費用は運営費より支給し、議事録提出時に支払うものとする。

第7条 委員会の設置と指導力育成委員会について

委員会の設置と指導力育成委員会について、会則に従って運営委員会、事業委員会の内より主要な委員会を設置しているが、特に指導力育成委員会は歴代の会長経験者が委員となり、クラブ会長を補佐する。

第8条 交際費、旅費、事務費、事務所管理費

1項 役員および会員がクラブの公式な会合（諮問委員会、年次大会、三役研修会、ブラザークラブの式典等）その他理事会が認める（緊急の場合は事後承認を得る）交際上必要な会合に参加する場合は、これに要する費用はクラブ運営費より支給する。

2項 旅費、支給額および範囲

1) 旅費 一般乗車券、急行券（実費）、自家用の場合(イ)ゾーン内2,000円(ロ)茨城県内3,000円
(ハ)栃木、千葉県内5,000円(ニ)新潟、群馬県内8,000円

2) 宿泊費 中級程度の宿泊料（一万円を限度とする）

3) 会議費および登録料は全額

4) 333-A、B、C地区以外における公式会合（国際大会、アジアフォーラム等）に参加する場合は海外は全て20,000円、国内は半額とする、但し姉妹提携の鹿島島根LCは30,000円とする、それ以外の場合は理事会にはかり決定する。

3項 事務所は鹿嶋市まちづくり市民センター内に設置し、理事会に於いて任命された事務担当者はクラブ関係の事務一切を処理するものとし、事務費として年間96万円を支払うものとする。

第9条 慶弔規定

会員の慶弔および見舞金に関して下記の金額および記念品を運営費より贈呈する。

1. 誕生祝 3,000円程度。年度ごとに記念品を三役が決める。

2. 結婚祝 会員20,000円

3. 出産祝 会員の実子10,000円

4. 新築祝 会員の店舗および住居の新築記念品15,000円程度

5. 傷病見舞 会員20,000円、配偶者10,000円、

但し、入院1週間以上、自宅静養一ヶ月以上と認められるもの。

6. 弔慰 会員50,000円、配偶者20,000円、実子10,000円（但し同居に限る）

（養）父母10,000円（義父母は除く）、祖父母5,000円（但し同居に限る）
弔慰金の他に供花一輪（祖父母は除く）

在籍5年以上、退会5年以内の元会員に対する弔慰については、会員に通知しクラブより弔電を贈る。

7. 非常災害 10,000円以上50,000円を限度とする。
理事会にて協議し災害の程度によって判断決定する。この場合例会で事後承認を受ける。但し緊急を要し理事会の手続きを経ることができない場合は、三役が協議の上行い、事後例会に報告、承認を受ける。
8. 在籍記念 記念品 10,000円程度
会員が転勤および病気、住居移転でやむを得ない理由で退会する場合は、在籍記念品を贈呈する。
餞別は支給しない。
9. その他 本規定に定めのない慶弔を必要とする場合は、理事会において協議決定し、例会の承認を得ること。

第10条 褒賞規定

- 1項 会長、幹事、会計が任期満了の際は、10,000円程度の慰労記念品を贈る。但し留任の際は除く。
- 2項 年間純出席率100%および90%以上の会員には5,000円から10,000円程度の記念品を贈る。
但し、三役と事務局は除く。

第11条 内規の改廃

本規定の改廃は、理事会が審議決定し例会の承認を得て行う。

第12条 施行日

本内規は1984年7月1日より実施する。

2004年7月、第5条4項を承認・付記

同年7月、第8条3項ならびに第10条2項を改定

2006年7月、第9条6項に付記

2007年7月、第8条3項を改定